

## 【第 21 回】尼崎市新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 議事録

日 時：令和 3 年 2 月 26 日（金）午後 5 時 30 分～6 時 00 分

場 所：web 方式による会議

### 1 緊急事態措置解除要請に伴う本市の対応について

#### (1) 新型コロナウイルス感染症の市内発生状況について

市長：既に報道などでご承知の通り、兵庫県においては緊急事態措置の対象から今月末で外れることとなっている。本市においても、感染状況は落ち着いてきているところであるが、まずは、保健所新型コロナ対策室から報告をお願いする。

新型コロナ対策室：資料 1 であるが、グラフを見ていただくと、今週は 28 人、一日当たり 4 人程度まで減ってきている。入院患者の状況については、やはり依然として死亡者などが出ている状況である。陽性率についても 3%未滿が 2 週続いている状況である。

市長：週報について、今の資料では、1 月 15 日がピークというような言い回しになっているが、ピーク時には発表日が乱れたこともあったため、発症日ベースでみていく必要があるのではないかと。また、緊急事態宣言との因果関係を匂わすような書きぶりになっていないかが気になる点である。緊急事態宣言との因果関係については、まだ相当な分析が必要であると思われる。

市長：報告いただいたように、第 3 波はいったん落ち着きを見せている状況であると思う。第 1 波、第 2 波と違って、第 3 波ではこれまでにない大規模なクラスターを複数、経験することとなった。この経験を無駄にせず、次なる波だけでなく、将来の新たな感染症を見据えて、しっかりと振り返りをやることが大切である。

#### (2) 県対策本部会議の主な内容について

#### (3) 県対処方針の変更を受けた本市の取組状況について

市長：続いて県の対処方針の主な内容と、これを踏まえた本市の取り組み状況について、事務局より報告をお願いする。

事務局：「資料 2 兵庫県 第 38 回対策本部会議（2 月 22 日開催）の要点」を説明

事務局：「資料 3 新型コロナウイルス感染症に係る尼崎市の取組状況」の修正点を説明

なお、3 月 1 日より兵庫県の緊急事態宣言が解除されることに伴い、これまでの「尼崎市の対処方針」としていたものを「尼崎市の取組状況」に変更している。

市長：当初の予定では 3 月 7 日まで東京などを対象に緊急事態宣言が発令されており、事実上の段階的解除というべき状況である。引き続き、気を緩めず対応が必要である。

市長：第 3 波のピーク時には、入院が追い付かずいろいろな課題が生じたが、その時に比べて新規感染患者数が減っているという状況もあることから、現時点では、原則入院という対応になっているのか。

感染症対策担当：現状では入院先やホテルが無いという状況は解消されている。土日に判明したのものについても、早ければその日のうちに、遅くとも翌日には入院できている状況である。

市長：軽症であっても入院という、これまでの運用に戻っているということか。

感染症対策担当：あくまで一定の症状がある方が対象になっている。入院が必要な方は入院できている状況である。

市長：クラスターが発生しやすい介護施設等への PCR 検査の取り組み、ワクチンの接種にかかる準備等が本格化しようとしている。特にワクチンについては、確定情報が入らず不透明な状況もあることから、手戻りができることもあると思われるが、全庁一丸となって進めていけるよう、応援体制などにご協力をお願いする。このような状況であっても、円滑にすすめていくという姿勢で誠実に対応していくことが、市民の安心安全につながっていくと考える。

## 2 その他

危機管理安全局長：緊急事態宣言を受けて実施してきた、広報車によるパトロールや繁華街での啓発活動については、一旦休止させていただく。今後の動向を見て適宜判断していきたい。

市長：了解した。年度末に差し掛かり、職員においては多忙な状況が続いていると思うが、緊急事態宣言が段階的に解除されていく状況にある中で、職員が感染状況をリバウンドさせかね

ないような振る舞いはすべきではない。私たちが率先垂範して行動し、改めてこのようなタイミングで折に触れて自身の行動を見直すこともしてほしい。これからも引き続き気を抜かずに対応をお願いしたい。本日の会議はこれで終了とする。

以 上